

食品安全委員会第559回会合議事録

1. 日時 平成27年4月28日（火） 14：00～14：52

2. 場所 大会議室

3. 議事

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・動物用医薬品4品目

〔1〕フロルフェニコール

〔2〕フルニキシメグルミン

（厚生労働省からの説明）

〔3〕フロルフェニコール及びフルニキシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤（レスフロール）

〔4〕フロルフェニコールを有効成分とする牛の飼料添加剤及び豚の飲水添加剤（フロロコール2％液）

（農林水産省からの説明）

・遺伝子組換え食品等2品目

〔1〕コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87411系統

（厚生労働省及び農林水産省からの説明）

〔2〕DP-No. 2株及びGG-No. 1株を利用して生産されたグルタミルバリルグリシン

（厚生労働省からの説明）

（2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・遺伝子組換え食品等「除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ワタ1910系統（食品・飼料）」に係る食品健康影響評価について

（3）食品安全関係情報（3月28日～4月10日収集分）について

（4）その他

4. 出席者

（委員）

熊谷委員長、佐藤委員、山添委員、三森委員、石井委員、上安平委員、村田委員

（説明者）

厚生労働省 黒羽基準審査課課長補佐
厚生労働省 梅田新開発食品保健対策室長
農林水産省 藁田畜水産安全管理課長

(事務局)

東條事務局次長、関野評価第一課長、鋤柄評価第二課長、植木情報・勧告広報課長、
池田評価情報分析官、木下リスクコミュニケーション官、高崎評価調整官

5. 配布資料

- 資料 1－1 食品健康影響評価について
- 資料 1－2 「フロルフェニコール」及び「フルニキシンメグルミン」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について
- 資料 1－3 「フロルフェニコール及びフルニキシンメグルミンを有効成分とする牛の注射剤（レスフロール）」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について
- 資料 1－4 「フロルフェニコールを有効成分とする牛の飼料添加剤及び豚の飲水添加剤（フロロコール2%液）」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について
- 資料 1－5 コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87411系統（食品）に係る食品健康影響評価について
- 資料 1－6 コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシ MON87411系統（飼料）に係る食品健康影響評価について
- 資料 1－7 DP-No. 2株及びGG-No. 1株を利用して生産されたグルタミルバリルグリシンに係る食品健康影響評価について
- 資料 2－1 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ワタ 1910系統（食品）〉
- 資料 2－2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ワタ 1910系統（飼料）〉
- 資料 3－1 食品安全関係情報（3月28日～4月10日収集分）について
- 資料 3－2 食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

6. 議事内容

○熊谷委員長 ただいまから第559回「食品安全委員会」会合を開催します。

本日は7名の委員が出席です。

厚生労働省から黒羽基準審査課課長補佐、梅田新開発食品保健対策室長、農林水産省か

ら藁田畜水産安全管理課長に御出席いただいております。

それでは、お手元の食品安全委員会議事次第に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○東條事務局次長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は11点ございます。

資料１－１が「食品健康影響評価について」。

その関連資料として、資料１－２～資料１－７。

資料２－１及び資料２－２が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料３－１が「食品安全関係情報（３月28日～４月10日収集分）について」。

その関連資料として、資料３－２。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○熊谷委員長 続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○東條事務局次長 事務局において、平成26年１月７日の委員会資料１の確認書を確認しましたところ、本日の議事について同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○熊谷委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただいまの事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

（１）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○熊谷委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料１－１にありますとおり、厚生労働大臣から、４月21日付で動物用医薬品２品目、４月22日付で遺伝子組換え食品等２品目、農林水産大臣から、４月21日付で動物用医薬品２品目、４月23日付で遺伝子組換え食品等１品目について、それぞれ食品健康影響評価の

要請がありました。

それでは、厚生労働省からの評価要請品目のうち、動物用医薬品 2 品目について、厚生労働省の黒羽基準審査課課長補佐から説明をお願いいたします。

○黒羽基準審査課課長補佐 基準審査課長の山本は、本日所用により出席できませんでしたので、黒羽より説明させていただきます。

動物用医薬品フロルフェニコール及びフルニキシメグルミンにつきまして、御説明させていただきます。

本剤につきましては、厚生労働省におきまして、食品中の残留基準値の検討を開始しようと考えてございます。それに当たりまして、食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いしたく考えております。

本剤につきましては、その概要につきましては、後ほど農林水産省の御担当から御説明いただくこととしておりますが、食品安全委員会に評価依頼をさせていただきますのは、フロルフェニコールにつきましては 4 回目、フルニキシメグルミンについては 3 回目でございます。前回評価依頼時から追加となっております試験データは、資料 1－2 に記載してありますとおり、フロルフェニコールにつきましては、薬物動態試験と残留試験、フルニキシメグルミンにつきましては、薬物動態試験でございます。

なお、食品健康影響評価をいただきました後は、薬事・食品衛生審議会で残留基準値等について検討したいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○熊谷委員長 続きまして、農林水産省からの評価要請品目のうち、動物用医薬品 2 品目について、農林水産省の藁田課長から説明をお願いいたします。

○藁田畜水産安全管理課長 畜水産安全管理課長の藁田でございます。よろしくお願い申し上げます。

まずは、お手元の資料 1－3 のフロルフェニコール及びフルニキシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤について御説明いたします。

まず、フロルフェニコールでございますけれども、既に牛、豚、鶏などで広く使用されております抗菌性物質でございます。これについては、既に平成 19 年に食品健康影響評価が行われております。また、フルニキシメグルミンについては、牛、豚、馬などで使用されている抗炎症薬でございます。平成 18 年に食品健康影響評価が行われているということでございます。各成分は既に広く使用されておりますが、今回は、この 2 つの成分を合剤として、動物用医薬品として用いることによって、生産現場においてかなり問題になっている細菌性肺炎の治療をより効果的に進めることが可能になるのではないかと考えております。

資料の（２）でございますが、対象動物については牛で、搾乳牛を除く。

用法・用量につきましては、皮下への単回注射ということでございます。

また、効能・効果につきましては、先ほど御紹介しましたように、発熱を伴う細菌性肺炎ということでございます。

まず、資料１－３については以上でございます。

引き続き、資料１－４をごらんください。これは、同じくフロルフェニコールを有効成分とする牛の飼料添加剤及び豚の飲水添加剤でございます。

主成分はフロルフェニコールでございますが、これは従来、豚用の経口投与剤として既に承認されておりますけれども、今度は（２）に書いてありますように、牛を追加することでメーカーから申請があったものでございまして、いわゆる承認事項の変更という手続になります。これは通常であれば食品安全基本法に基づく法定諮問事項には該当しませんが、今回この製剤の使用対象として牛を追加することで、薬剤耐性菌の選択されるリスク、これに影響を及ぼすかどうかということを審議していただきたく、当方から評価のお願いをしたところでございます。

用法・用量につきましては、（３）に示しておりますが、１日１回、代用乳にまぜて経口投与ということでございます。

効能・効果については、（４）の細菌性肺炎ということでございます。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただいまの説明の内容につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

有効菌種を２つ挙げておられますけれども、これは両菌株とも牛の細菌性肺炎を引き起こしている現実があるのでしょうか。

○藁田畜水産安全管理課長 具体的な割合までは把握しておりませんが、両方とも原因になっていると考えております。

○熊谷委員長 代用乳というのは、生後３か月を超えるものにどのぐらいの日齢まで投与を。日齢ではないな。１歳ぐらいまで投与されるものなのですか。

○藁田畜水産安全管理課長 申しわけありません。詳細な期間まで覚えていませんが、数か月と記憶しております。

○熊谷委員長 それで、その間にこの肺炎の症状を呈してきた場合にまぜて使うという理解でよろしいのですか。

○藁田畜水産安全管理課長 そのとおりでございます。

○熊谷委員長 ありがとうございます。

そのほかに御質問あるいは御意見はありますか。

それでは、厚生労働省から御説明いただきましたフロルフェニコールとフルニキシメグルミンの2品目につきましては、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

今回の諮問に当たり、試験成績等が追加提出されておりますので、同委員会決定の1の(2)の規定により、担当の三森委員から、先ほどの説明、それから、今回追加提出された資料に基づいて、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて御説明をお願いします。

○三森委員 わかりました。

先ほど厚生労働省からの説明にありましたように、資料1-2をもう一度見てください。その中ほどから下に載っておりますが、フロルフェニコールにつきましては、残留試験に加えまして、薬物動態試験の結果が追加されておりますことから、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるかと認められます。

また、フルニキシメグルミンにつきましては、薬物動態試験のデータが追加されておりますことから、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるかと認められます。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただいまの御説明によりますと、フロルフェニコール、フルニキシメグルミンについては、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるかと認められるということです。フロルフェニコールについては、肥料・飼料等専門調査会において審議することとし、フルニキシメグルミンについては、動物用医薬品専門調査会で調査審議するというようにしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それから、フロルフェニコール及びフルニキシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤(レスフロー)については、これらの両成分を含むことから、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会で審議することとします。

また、本剤は薬剤耐性菌に関する評価も必要となりますので、肥料・飼料等/微生物・ウイルス合同専門調査会(薬剤耐性菌に関するワーキンググループ)においても審議することとします。

また、フロルフェニコールを有効成分とする牛の飼料添加剤及び豚の飲水添加剤（フロロコール２％液）については、肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会（薬剤耐性菌に関するワーキンググループ）において審議することとします。

黒羽課長補佐、藁田課長、ありがとうございました。

続きまして、厚生労働省からの評価要請品目のうち、遺伝子組換え食品等１品目について、厚生労働省の梅田新開発食品保健対策室長から説明をお願いします。

○梅田新開発食品保健対策室長 厚生労働省基準審査課新開発食品保健対策室長の梅田でございます。

このたび食品安全基本法第24条第１項の規定に基づきまして、食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いする組換えDNA技術応用食品につきまして、概要を御説明申し上げます。

お手元の資料１－５をご覧ください。申請品目の概要をお示ししてございます。

本日２品目ございますが、まず１品目、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシMON87411系統でございます。本品目は、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサートに対する耐性を付与するために、*DvSnf7*遺伝子断片、改変*cry3Bb1*遺伝子及び改変*cp4 epsps*遺伝子を導入したものでございます。

*DvSnf7*遺伝子断片は、コウチュウ目に属しますコーンルートワーム属種の細胞に取り込まれますと、RNAiを誘導いたしまして、殺虫活性を示します。

また、改変*cry3Bb1*遺伝子はグラム陽性菌であります*Bacillus thuringiensis* ssp. *kumamotoensis*株に由来します改変*cry3Bb1*遺伝子より産生されます改変Cry3Bb1タンパク質は、コウチュウ目害虫抵抗性を付与いたします。

また、改変*cp4 epsps*遺伝子は、*Agrobacterium* sp. CP4株に由来いたしまして、改変*cp4 epsps*遺伝子によって産生されます改変CP4 EPSPSタンパク質は、グリホサート存在下でも活性阻害を受けないために、除草剤グリホサートに対する体制を付与いたします。

利用目的及び利用方法につきましては、従来のトウモロコシと相違ございません。

諸外国におけます申請等の状況につきましては、米国食品医薬品庁、カナダ保健省及びオーストラリア・ニュージーランド食品基準機関におきまして、食品としての安全性を確認中という状況でございます。

当省からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○熊谷委員長 続きまして、農林水産省からの評価要請品目について、農林水産省の藁田課長から説明をお願いします。

○藁田畜水産安全管理課長 畜水産安全管理課長の藁田でございます。よろしく願いいたします。

お手元の資料１－６、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコ

シMON87411系統（飼料）に係る食品健康影響評価でございます。

組換え体の概要につきましては、先ほど厚労省から説明があったとおりでございます。これは従来と同じでございますが、飼料としての利用につきまして、遺伝子組換えでないトウモロコシと同様に、主に穀粒を家畜飼料として用いる形になっておりまして、これに関する評価をお願いしたいということでございます。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただいまいただきました説明の内容につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いします。

村田委員。

○村田委員 1点教えてください。この遺伝子組換えですけれども、*cry3Bb1*とか*cp4 epsps*というのは今までも何度か出てきているのでよくわかるのですが、*DvSnf7*というものをRNAiでその発現を抑制するということです。これは殺虫活性を示すのでしょうかけれども、選択毒性というか、哺乳動物に毒性を示さない理屈みたいなものはどういうものがあるか教えていただけますでしょうか。

○梅田新開発食品保健対策室長 ヒトが食した場合に、その胃液、腸液等で消化されると考えられておりますので、リスクは低いということが申請書類の中でも書かれております。

それから、従来のトウモロコシ中に含まれますRNAの配列を解析した結果、ヒトのRNAの配列に21塩基以上の相同性を持つものが多く含まれているということが判明してございます。

また、ヒトの遺伝子においては*DvSnf7*遺伝子の配列に相同性がないということも確認されておりますので、そういう点からヒトに対する安全性が確認されているということで申請者のほうからは聞いてございます。

○熊谷委員長 ほかに御意見、御質問はありますか。

このコーンルートワームというのは、トウモロコシの根の虫というように読めるのですが、トウモロコシの根に食らいつく虫なのでしょうか。

○藁田畜水産安全管理課長 言われるとおりでございます。トウモロコシの根を食害する害虫でございます。アメリカでは相当な被害額が出ていると伺っております。

○熊谷委員長 そうしますと、少なくともトウモロコシの根にはこの殺虫活性を示す遺伝子が発現していないということですね。殺虫活性ではないな。殺虫活性を誘導するものを発現する必要があるということですね。

それから、除草剤耐性は植物全体に発現するのですかね。

○梅田新開発食品保健対策室長　そういうことでございます。

○熊谷委員長　わかりました。ありがとうございます。

ほかに御質問はありますか。

村田委員。

○村田委員　この殺虫スペクトルというのですかね。今の話がありましたけれども、きっと何でも効くわけではないので、その辺のところをもうちょっと詳しく教えていただけますか。

○梅田新開発食品保健対策室長　今回評価をお願いしております *Snf7* 遺伝子断片による効果について、標的昆虫に対する特異性ということでございましょうが、これにつきまして、先ほど少しお話しさせていただいたように、dsRNAがRNAiを誘導して殺虫活性を示すという機構が発動していくわけですが、その連続した21塩基以上の配列の相同性が必要だということがまずわかってございます。このWCRW、この虫に対しまして、系統学的に近縁な昆虫9種を対象にして、その内在する *Snf7* 遺伝子中に相当する配列があるかどうかを調べた結果、コウチュウ目の中でも特定の虫、ヒゲナガハムシというそうですけれども、その昆虫にのみ21塩基対以上の相同性が認められるということでこの虫に特異的であるというのは、そういうことが理由によると聞いております。

○村田委員　そのヒゲナガハムシというのが、このコーンルートワームになるわけですか。

○梅田新開発食品保健対策室長　そのルートワームの中に属する亜科の虫だそうです。

○村田委員　わかりました。

○熊谷委員長　ほかに御質問、御意見はありますか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとします。

梅田室長、藁田課長、ありがとうございました。

続きまして、厚生労働省からの評価要請品目のうち、残りの遺伝子組換え食品等1品目に関する食品健康影響評価についてです。

引き続き、梅田室長から説明をお願いします。

○梅田新開発食品保健対策室長 2品目めでございますが、資料1－7をご覧ください。
DP-No. 2株及びGG-No. 1株を利用して生産されたグルタミルバリルグリシンでございます。

本品目は、指定添加物でございますグルタミルバリルグリシンを製造するために、*Escherichia coli* K-12株の突然変異株を宿主といたしました2つの生産菌株DP-No. 2株及びGG-No. 1株が利用されております。

まず、DP-No. 2株につきましては、中間原料の製造に利用されるものでございまして、中間原料の生合成に関与します酵素遺伝子及びプロモーター配列が宿主に導入されたものでございます。また、GG-No. 1株は中間原料からグルタミルバリルグリシンの製造に利用されるものでございまして、グルタミルバリルグリシンの生合成に関与いたします遺伝子の欠失変異とともに、グルタミルバリルグリシンの生合成に関与いたします酵素遺伝子及びプロモーター配列が宿主に導入されたものでございます。DP-No. 2株及びGG-No. 1株は、ともに抗生物質耐性マーカー遺伝子としてアンピシリン耐性遺伝子を有しております。

なお、DP-No. 2株は、平成24年に安全性審査が行われました「DP-No. 1株を利用して生産されたアスパルテーム」におけるDP-No. 1株の変異型遺伝子にさらに変異が導入されたものでございます。

利用目的及び利用方法につきましては、従来のグルタミルバリルグリシンと相違はございません。

申請者によりますと、本品目につきましては、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方の要件を満たしたものと考えているとのことでございます。

このたび評価をお願いするものは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○熊谷委員長 ただいまの説明の内容につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

梅田室長、ありがとうございました。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○熊谷委員長 それでは、次に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

遺伝子組換え食品等2品目に関する食品健康影響評価についてです。

遺伝子組換え食品等2品目のうち、まず除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ワタ1910系統（食品）に関する食品健康影響評価についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了してお

ります。

それでは、事務局から説明してください。

○池田評価情報分析官 それでは、御説明させていただきます。

資料2-1でございます。御用意をお願いいたします。

資料の3枚目の裏側に3ページがございますけれども、こちらに審議の経緯がございます。本品につきましては、2月24日の第550回食品安全委員会で御審議をいただきまして、3月26日まで意見・情報の募集を行いました案件でございます。

概要が5ページでございます。このワタにつきましては、*Delftia acidovorans* MC1株に由来します改変アシルオキシアルカノエート・ジオキシゲナーゼ-12遺伝子を導入しておりまして、このタンパク質が発現することで、アシルオキシアルカノエート系除草剤の影響を受けずに生育できるとされております。また、選択マーカーとして利用するために、改変*pat*遺伝子が導入されております。

こちらの品目の食品健康影響評価でございますけれども、18ページでございます。「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づいて評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないとの判断がされております。

最後の1枚に「参考」とございますページに御意見・情報の募集結果がございます。期間中に2通の御意見をいただいております。

御意見の1つ目でございますけれども、生産者の都合のいい薬剤を使うことに反対という御意見でございます。例えば自然に野菜なんてつくれるし、自然で栽培したほうがどれだけ味がよいかということ等について書かれておりまして、自然に任せるべきであるということで、また、その弊害を消費者へ伝えてどちらを選ぶか任せればよいということで、選択の自由であるといった御意見でございます。

回答案でございますが、右側でございます。食品安全委員会について、どのような機関であるかという御説明をさせていただいております。関係機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行っているという御説明をしております。

また、遺伝子組換え作物の生物多様性への影響の評価につきましては、カルタヘナ法に基づきまして、農林水産省及び環境省において実施されていますということ。

それから、薬剤の使用等リスク管理に関する御意見は関係機関にお伝えしますという回答となっております。

2つ目でございますが、抗生物質耐性マーカーについての御意見でございます。抗生物質耐性マーカー使用のものについては、禁止されている国もあり、危険性がないとは言いきれないということで、使用すべきではないという御意見でございます。また、ワタについては、食品以外にも皮膚からも入るということで、枯れ薬剤の入った除草剤をまくということで、そのようなものが身近な空气中に存在するのは健康を害することと等しい。ヒトの健康を損なうおそれはないという判断のためには、動物実験からしっかり行ってから

の判断とすべきだといった御意見でございます。

回答でございますけれども、本件については、その安全性評価基準に基づきまして、挿入遺伝子の安全性、挿入遺伝子から産出されるタンパク質の毒性及びアレルギー誘発性、遺伝子の導入後の塩基配列等の解析、交配後の世代における挿入遺伝子の安定性、植物の代謝経路への影響、植物の栄養成分及び有害成分等の比較の結果などに基づきまして確認しました結果、非組換えワタと比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められず、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断しましたという回答でございます。

また、抗生物質耐性マーカー遺伝子につきましては、最終的に本ワタには導入されていないという御説明と、サザンブロット分析によって検出されないことも確認をしていますということを御説明しております。また、抗生物質耐性マーカー遺伝子について、一般論としては、それぞれの個別の品目の審査において安全性を確認しているという御説明と、禁止されているという御意見に関して、御指摘のように使用を禁止している国があるという情報は把握しておりませんということを記載しております。

また、動物試験についての御意見がございました箇所については、評価基準におきまして、先ほど申し上げました検討事項によって安全性の知見が得られていない場合に必要とされておりまして、このワタにつきましては、その必要はないと判断されたものですという御説明をさせていただいております。

農薬の散布等に関する御意見は関係機関にお伝えしますということをあわせてお答えしております。

この回答でよろしければ、本件につきましては、専門調査会の結論をもちまして関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただいまの説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いします。

それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断したということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○熊谷委員長 続きまして、除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ワタ1910系統（飼料）に関する食品健康影響評価についてです。

本件につきましては、専門調査会における審議が終了しております。

まず、担当の山添委員から説明をお願いします。

○山添委員 それでは、概要について、2ページにございます要約に沿って説明をさせていただきます。

除草剤アリルオキシアルカノエート系及びグルホシネート耐性ワタ1910系統、これは今御判断をいただきましたものの飼料についての評価でございます。食品としての安全性については、先ほど御審議をいただきましたように、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断されているものであります。

「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断をされております。

詳細については事務局のほうからお願いいたします。

○池田評価情報分析官 それでは、今の概要の次のページをお願いいたします。3ページでございます。

このページは、Ⅱ．といたしまして食品健康影響評価がございます。まず、2．に関しましては、食品としての安全性評価ということで、御説明のとおり、ヒトの健康を損なうおそれはないという判断がされたところでございます。

1．にお戻りいただきますと、挿入された遺伝子もしくは当該遺伝子によって産生されたタンパク質が畜産物に移行することはこれまで報告されていないということが記載されております。

この2点から考慮しますと、この遺伝子組換え植物に新たな有害物質が生成されることはないということで、肉等の畜産物中に新たな有害物質が移行することは考えられないということ。また、遺伝子組換えに起因する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性、あるいは家畜の代謝系に作用しまして、新たな有害物質が生成される可能性は考えられないという評価でございます。

あと、なお書きのところにございますように、ワタのこの系統につきましては、栽培期間中にアリルオキシアルカノエート系除草剤であります2,4-Dの散布ができるということで、残留量について確認がされております。生育期間中に使用可能な最大量の2,4-Dを3回散布しまして、種子中残留量を分析しましたところ、中央値につきましては検出限界値未満ということでございまして、主に飼料に用いられる綿実油かすにおいては、検出がされなかったということでございました。

以上を踏まえました食品健康影響評価の結果につきましては、ただいま御説明をいただいたとおりでございます。

本件につきましては、既に食品としてのパブリックコメントが終了しておりますので、これまでの取り扱いと同様に、パブリックコメントは行わず、専門調査会の結果をもちまして、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただいまの説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断したということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

（３）食品安全関係情報（３月28日～４月10日収集分）について

○熊谷委員長 それでは、次に移ります。

「食品安全関係情報（３月28日～４月10日収集分）について」です。

事務局から報告してください。

○植木情報・勧告広報課長 御報告いたします。

資料３－１、食品安全関係情報（３月28日～４月10日収集分）でございます。

ハザードに関しましては、今回は化学物質が一番多くなってございまして、機関につきましては、欧州が多いということでございます。

おめくりいただきまして、それらの中の主なものの御紹介でございます。

化学物質の一番上でございますが、BfR、EUにおけるグリホサートの認可過程における役割を終えた旨を公表とございますが、これは、３月20日に国際がん研究機関（IARC）がグリホサート等につきまして、恐らく発がん性があるという公表をしてございますので、それを受けたものでございます。これにつきましては、BfRのほうは、EFSAの中でグリホサートの安全性審査あるいは見直しの担当をしていたわけでございますけれども、今後はBfRではなくて、EFSAとかWHOあるいはJMPR、そういう関係者全員がきちんと議論をしてほしいということを書いてございまして、そのことを提言してございます。そのときに、断固として提言する、*emphatically*という言葉を使っております。かなりIARCの結論について強い気持ちを持っているということがうかがえるものでございます。

IARCの詳細なデータがないので、その詳細なデータが公表され次第、そういう検討をちゃんとやってほしいということでございます。

次の次、FSANZがビスフェノールAに関するファクトシートの更新版を公表してございまして、これにつきましては、圧倒的多数の科学的意見は、ヒトが暴露されるレベルでは健

康や安全の問題はないということを既に結論づけてございまして、FDAとかEFSAのレポート、あるいはカナダのレポートに言及してございます。

最後に、消費者の懸念を受け、一部の国及び米国の一部の州ではBPAに関する措置を講じている。カナダ、欧州、EU及びアメリカの一部の州や郡は、BPAの使用を禁止している。しかし、この禁止は、BPAの安全性に関するリスク評価の結果によって支持されているのではないということをわざわざ書いてございまして、当たり前ではございますけれども、海外で何かリスク管理措置をやっているからといって、すぐにそれが正しいということではないということだと思ってございます。

その他でございまして、EFSAのところの一番最初でございまして、WHOが2015年の世界保健デー、これは4月7日でございまして、そのテーマに食品安全を選んだ旨をプレスしてございます。ここにあわせてEFSAでいろいろな活動を行ってございまして、その中で「食品安全に国境なし」という短い動画をつくってございまして、私も食品安全委員会についても出てまいりますので、御紹介した次第でございまして。

次が資料3-2でございまして。今回御紹介する主な情報でございまして。

EFSA、非動物由来食品のリスクに関する作業部会座長の談話を公表とございまして、これは3月13日に公表されたわけでございまして。

次のページをおめくりいただきまして、「関連情報（海外）」とございまして、ここでEFSAとございまして、1）が非動物由来食品中の病原体におけるリスクに関する科学的意見書パート1、これは全体的な分析でございまして。2）がパート2、サラダとして摂取される葉菜類におけるサルモネラ属菌及びノロウイルス。以下、それぞれ個々の、例えば3）であればベリー類におけるサルモネラ属菌等と書いてございまして。それらの取りまとめが一段落しましたので、座長のほうから談話が出たと思ってございまして。

お戻りいただきまして、3ページ目でございまして。本文中の2パラ目でございまして、果実等の非動物由来食品は健康的な食事としてふだんは健康上の懸念はないのだけれども、場合によっては軽度から重度の疾病にかかる可能性があるということを書いてございまして。

1. 非動物由来食品によるリスクとは何かということでございまして、食品と病原体の組み合わせでは、上位はサルモネラ属菌と生食する葉菜類、以下ここに掲載してあるとおりでございまして。

2. 最もリスクの高い食品は何かということでございまして、葉菜類、茎菜類、トマト、メロン等と書いてございまして。2011年にドイツでは、発芽種子、スプラウトが関連した志賀毒素産生性大腸菌の集団感染事例で53名が亡くなってございまして。

3. 動物由来食品よりも影響は少ないのかということでございまして、非動物由来食品は、集団感染は動物由来食品関連に比べて一般的に軽度であるということは書かれてございまして。報告される集団感染の件数では、全体の10%、あるいは患者数は26%等々と、ここに書いてあるとおりでございまして。

4. 近年リスクは増加しているかということで、やや非動物由来食品に関連するものはふえていますけれども、依然として動物由来食品が大多数を占めているということでございます。

5. 生産者がリスクを減らす方法でございますけれども、生産者、製造者は、第一目標として、GAP、適正農業規範とかGMP、適正衛生規範とかGHP、そういうものを実践することが必要ということでございまして、消費者としては、手とか台所を清潔に保ち、生と加熱済みの食材を分けて、安全な温度で食品を保管するというところでございます。

微生物の種類と食品の組み合わせの分析というのは日本で多分ないと思いますけれども、このように葉菜類がどうか、茎菜類がどうか、そういうふうに分けて分析をされますと、生産者サイドのほうは、もう少し注意をしないといけないなと思うという、そのような効果はあるのかなと思った次第でございます。

裏面へ参りまして、海外のほうは、今申し上げた個々のレポートを記載してございます。

国内のほうは、食中毒に関する私どものホームページとか、あるいは厚生労働省、農水省の関連の情報を掲載してございます。

以上でございます。

○熊谷委員長　ただいまの報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等がありましたらお願いします。

村田委員。

○村田委員　2点教えてください。食品安全関係情報の化学物質で最初のところにグリホサートの話がありましたけれども、これはIARCの詳細な情報が出ないとわからないということですが、いつごろ出る予定になっているか、もしわかれば教えていただきたいのが1点。

それから、微生物・プリオン・自然毒の2番目に、CDCでアイスクリーム製品が原因と見られるリステリア・モノサイトゲネスによる集団感染情報更新と書いてあります。日本は余りリステリア・モノサイトゲネスによる食中毒はないと思うのですが、これについてももう少し詳しいことがわかったら教えていただけますでしょうか。

○植木情報・勧告広報課長　IARCのレポートについては、たしか夏以降とかそんな形で、すぐにではないのだと思います。個人的には、そういう詳細なバックの情報をつけずに結果だけを出すのは非常に誤解を、いろいろな議論を呼び起こすなという感じを持った次第でございます。

それから、CDCのアイスクリームの関係でございまして、今のところ8名の感染の届け出がありまして、カンザス州で5名、テキサス州で3名ということで、それぞれの感染の経緯等は私どもの食品安全関係情報のほうに記載してございますので、詳細について

は省かせていただきます。

○熊谷委員長 ほかに御質問等はよろしいですか。

(4) その他

○熊谷委員長 それでは、ほかに議事がありますか。

○東條事務局次長 ございません。

○熊谷委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了しました。

次回の委員会会合につきましては、5月12日火曜日14時から開催を予定しております。

なお、専門調査会の開催は予定されておられません。

以上をもちまして、第559回「食品安全委員会」会合を閉会します。

どうもありがとうございました。